

直近の建築士事務所登録に関する重要なお知らせ（令和4年9月時点）

※押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年12月23日付公布・令和3年1月1日施行）により、申請・届出の書式が変更となり、登録申請書（第五号書式）等の押印の部分が削除となりました。

※令和元年12月1日より誓約書の内容が一部変更となりました。

※建築士事務所登録通知書等において、「平成」を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効となります。また、改元を理由とした建築士事務所登録通知書等の再発行は行いませんので、ご了承ください。